

## 長崎大学医学部医学科学士編入学試験の変更点について（予告）

2020年度医学部医学科学士編入学試験（2019年度実施）から、下記のとおり変更いたします。

なお、出願要件（2）の変更については、学校教育法の一部改正（平成31年4月1日施行）に基づくものですが、改正前の第4項と改正後の第7項は同一の内容であり、出願要件（2）の内容に実質的な変更はありません。

出願に係る詳細については、2019年6月中旬に発行予定の募集要項でご確認願います。

### 記

#### 出願要件

（変更前）2019年度

次の各号のいずれかに該当する者 で、大学卒業後は長崎大学及び長崎大学が指定する医療機関等で2年間の初期臨床研修を含む3年間の臨床研修に従事することを確約できるものとする。

- （1）大学を卒業した者又は平成31年3月卒業見込みの者  
ただし、国内と国外の医学部医学科及び相当の学科の卒業者又は在学中の者を除く。
- （2）学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条 第4項の規定により学士の学位を授与された者又は平成31年3月までに授与される見込みの者
- （3）外国において学校教育における16年の課程を修了した者又は平成31年3月修了見込みの者



（変更後）2020年度

次の各号のいずれかに該当する者。

- （1）大学を卒業した者又は2020年3月卒業見込みの者  
ただし、国内と国外の医学部医学科及び相当の学科の卒業者又は在学中の者を除く。
- （2）学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条 第7項の規定により学士の学位を授与された者又は2020年3月までに授与される見込みの者
- （3）外国において学校教育における16年の課程を修了した者又は2020年3月修了見込みの者